

石運輸第806号の2  
令和8年3月13日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知があったので了知願います。

北信交旅第793号の2  
令和8年2月27日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長  
(公印省略)

「法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について」の一部改正について

標記について、別紙のとおり公示の一部改正を行ったので、了知されるとともに関係者に周知されたい。

# 公 示

公示第81号

「法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について」の一部改正について

「法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について」（平成14年7月1日付け公示第12号）を別紙のとおり一部改正する。

令和8年2月27日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別 紙

法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について

新	旧
<p data-bbox="517 376 775 408">公 示</p> <p data-bbox="215 427 376 459">公示第12号</p> <p data-bbox="241 523 904 555">法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について</p> <p data-bbox="188 667 1106 842">法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）の許可申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第6条の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="293 906 533 938">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="584 1007 958 1038">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="629 1102 663 1134">記</p> <p data-bbox="192 1198 387 1230">1. ～4. (略)</p> <p data-bbox="192 1294 439 1326">5. 自動車車庫 (略)</p> <p data-bbox="259 1342 499 1374">(1) ～ (7) (略)</p> <p data-bbox="253 1390 1106 1469">(8) 車両の出入りに支障がない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。また、前面</p>	<p data-bbox="1458 376 1715 408">公 示</p> <p data-bbox="1162 427 1323 459">公示第12号</p> <p data-bbox="1189 523 1852 555">法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について</p> <p data-bbox="1135 667 2054 842">法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）の許可申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第6条の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1240 906 1480 938">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="1532 1007 1906 1038">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="1576 1102 1610 1134">記</p> <p data-bbox="1140 1198 1335 1230">1. ～4. (略)</p> <p data-bbox="1140 1294 1386 1326">5. 自動車車庫 (略)</p> <p data-bbox="1207 1342 1447 1374">(1) ～ (7) (略)</p> <p data-bbox="1200 1390 2054 1469">(8) 車両の出入りに支障がない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。また、前面</p>

道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承諾書の提出があること。ただし、所有者不明等の事情により取得が困難といった事情がある場合は承諾書の取得に代えて、取得できない理由及び所有者の異議申立てがあった場合は、新たな車庫を確保する旨も記載した書面の提出でも可能とする。

6. ～17. (略)

附 則 (略)

附 則 (令和8年2月27日付け公示第81号で一部改正)

この公示は、令和8年2月27日以降に受理する申請から適用する。

(別 表) ～ (別添様式) (略)

道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。なお、前面道路（公道）及び私道に接続する公道について、道路幅員証明書の提出（出入りに支障のないことが明らかな場合を除く。）があること。

6. ～17. (略)

附 則 (略)

(別 表) ～ (別添様式) (略)

石運輸第807号の2  
令和8年3月13日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」の一部改正について  
標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知があったので了知  
願います。

北信交旅第794号の2  
令和8年2月27日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり公示を一部改正したので了知されるとともに、関係者に周知されたい。

# 公 示

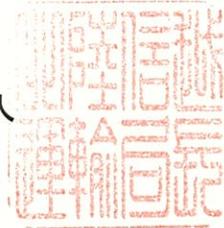
公示第82号

「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」の一部改正について

「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」(平成14年7月1日付け公示第23号)を別紙のとおり一部改正する。

令和8年2月27日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



## ○個人タクシー事業の申請に対する審査基準について

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第 23 号</p> <p style="text-align: center;">個人タクシー事業の申請に対する審査基準について</p> <p>個人タクシー事業（道路運送法第 4 条に基づく許可を受けた個人のみが自動車を運転することにより事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業。以下「個人タクシー」という。）の申請について、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号、以下「法」という。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成 14 年 7 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 法令遵守状況</p> <p>① 申請日以前 5 年間及び申請日以降に、次に掲げる処分を受けていないこと。また、過去にこれらの処分を受けたことがある場合には、申請日の 5 年前においてその処分期間が終了していること。</p> <p>(イ) ~ (二) (略)</p> <p>(ホ) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）、<b>覚醒</b>剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）、売春防止法（昭和 31 年法律</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第 23 号</p> <p style="text-align: center;">個人タクシー事業の申請に対する審査基準について</p> <p>個人タクシー事業（道路運送法第 4 条に基づく許可を受けた個人のみが自動車を運転することにより事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業。以下「個人タクシー」という。）の申請について、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号、以下「法」という。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成 14 年 7 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 法令遵守状況</p> <p>① 申請日以前 5 年間及び申請日以降に、次に掲げる処分を受けていないこと。また、過去にこれらの処分を受けたことがある場合には、申請日の 5 年前においてその処分期間が終了していること。</p> <p>(イ) ~ (二) (略)</p> <p>(ホ) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）、<b>覚せい</b>剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）、売春防止法（昭和 31 年法</p>

第 118 号)、銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和 33 年法律第 6 号)、その他これらに準ずる法令の違反による処分

(へ) ~ (ト) (略)

②~⑤ (略)

(5) ~ (7) (略)

(8) 自動車車庫

①~⑤ (略)

⑥ 計画する事業用自動車の出入りに支障がなく、前面道路が車両制限令 (昭和 36 年政令第 265 号) に抵触しないものであること。また、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承諾書の提出があること。ただし、所有者不明等の事情により取得が困難といった事情がある場合は承諾書の取得に代えて、取得できない理由及び所有者の異議申立てがあった場合は、新たな車庫を確保する旨も記載した書面の提出でも可能とする。

⑦~⑧ (略)

(9) (略)

(10) 法令に関する知識

試験実施公示で定めるところにより行う法令の試験に合格した者であること。

試験に合格した者とは、試験実施公示 I. に規定する事前試験に合格した者であって、以下の (ア) から (ウ) のいずれにも該当しない者をいう。

(ア) 申請前に法令の試験に合格している者 (以下「申請前合格者」という。) であって、申請する営業区域と受験した営業区域が相違している者。

(イ) 申請前合格者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了している者。

(ウ) 申請前合格者であって、試験実施公示 II. 5. (2) の規定により合

律第 118 号)、銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和 33 年法律第 6 号)、その他これらに準ずる法令の違反による処分

(へ) ~ (ト) (略)

②~⑤ (略)

(5) ~ (7) (略)

(8) 自動車車庫

①~⑤ (略)

⑥ 計画する事業用自動車の出入りに支障がなく、前面道路が車両制限令 (昭和 36 年政令第 265 号) に抵触しないものであること。また、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

前面道路等の確認は、公道である前面道路及び私道に接続する公道については、道路幅員証明書 (前面道路が出入りに支障がないこと及び通行に支障がないことが明らかな場合を除く。)、また、私道については、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承諾書の提出により行うこととする。

⑦~⑧ (略)

(9) (略)

(10) 法令に関する知識

試験実施公示で定めるところにより行う法令の試験に合格した者であること。

試験に合格した者とは、試験実施公示 I. に規定する試験のいずれかに合格した者であって、以下の (ア) から (ウ) のいずれにも該当しない者をいう。

(ア) 申請前に法令の試験に合格している者 (以下「申請前合格者」という。) であって、申請する営業区域と受験した営業区域が相違している者。

(イ) 申請前合格者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了している者。

(ウ) 申請前合格者であって、試験実施公示 II. 5. (2) の規定により合

格が無効とされた者。

(11) (略)

(12) 申請及び処分の時期等

① 申請の受付

毎年度5月1日から5月31日まで、9月1日から9月30日まで及び1月1日から1月31日までの間とする。ただし、当該受付期間の末日が閉庁日の場合には、直後の開庁日までとする。

なお、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。

また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月27日付け公示第77号）」Ⅱ. 1. に基づき北陸信越運輸局長が公示した期間を受付期間とする。

②～⑤ (略)

2. (略)

3. (1) (略)

(2) 新規許可等に付す条件

新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可（以下「許可等」という。）に当たっては、少なくとも次の条件を付すこととする。

①～⑧ (略)

⑨ 刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法のいずれかに抵触する行為により処罰を受けた場合には、許可を取り消すことがあること。

⑩～⑮ (略)

(3) (略)

格が無効とされた者。

(11) (略)

(12) 申請及び処分の時期等

① 申請の受付

毎年9月1日から9月30日までとする。ただし、当該受付期間の末日が閉庁日の場合には、直後の開庁日までとする。

なお、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。

また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月27日付け公示第77号）」Ⅱ. 1. に基づき北陸信越運輸局長が公示した期間を受付期間とする。

②～⑤ (略)

2. (略)

3. (1) (略)

(2) 新規許可等に付す条件

新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可（以下「許可等」という。）に当たっては、少なくとも次の条件を付すこととする。

①～⑧ (略)

⑨ 刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法のいずれかに抵触する行為により処罰を受けた場合には、許可を取り消すことがあること。

⑩～⑮ (略)

(3) (略)

4. ～9. (略)

附 則 (略)

附 則 (令和8年2月27日付け公示第82号で一部改正)  
改正後の公示は、令和8年2月27日以降に申請を受け付けたものから適用する。

別表 (略)

4. ～9. (略)

附 則 (略)

別表 (略)

石運輸第809号の2  
令和8年3月13日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験について」の一部改正について  
標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知があったので了知  
願います。

北信交旅第795号の2  
令和8年2月27日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験について」の一部改正について

標記について、別添のとおり公示を行ったので了知されるとともに、関係者に周知されたい。

# 公 示

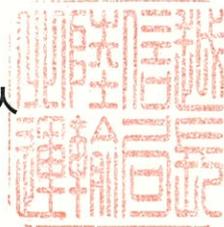
公示第83号

「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験について」の一部改正について

「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験について」(平成14年7月1日付け公示第25号)を別紙のとおり一部改正する。

令和8年2月27日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



○個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験について

新	旧
<p data-bbox="524 304 689 336">公 示</p> <p data-bbox="109 375 271 406">公示第25号</p> <p data-bbox="188 443 831 475">個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験について</p> <p data-bbox="109 547 1106 647">「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」（平成14年7月1日付け公示第23号）で規定する、法令の試験については、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="161 687 405 719">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="560 756 936 788">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="591 863 622 895">記</p> <p data-bbox="116 932 259 963">I. 試験制度</p> <p data-bbox="141 967 255 999">1. (略)</p> <p data-bbox="141 1002 327 1034">2. 申請後試験</p> <p data-bbox="161 1037 949 1069"><u>譲渡譲受及び相続の認可申請</u>をした者を対象として実施する試験。</p> <p data-bbox="116 1106 259 1137">II. 事前試験</p> <p data-bbox="141 1141 255 1173">1. (略)</p> <p data-bbox="141 1176 672 1208">2. 受験申込書の受付期間及び試験実施時期</p> <p data-bbox="150 1211 284 1243">(1) (略)</p> <p data-bbox="150 1246 1097 1347">(2) 受験申込書の受付期間は、毎年次の(3)で定める試験の実施時期に応じた以下の期間とする。ただし、当該受付期間の末日が閉庁日の場合には、直後の開庁日までとする。</p> <p data-bbox="215 1350 631 1382">ア 4月1日から<u>5月31日</u>まで。</p> <p data-bbox="215 1385 631 1417">イ 8月1日から<u>9月30日</u>まで。</p> <p data-bbox="215 1420 656 1452">ウ 12月1日から<u>1月31日</u>まで。</p>	<p data-bbox="1608 229 1644 261">旧</p> <p data-bbox="1541 304 1706 336">公 示</p> <p data-bbox="1128 375 1290 406">公示第25号</p> <p data-bbox="1207 443 1850 475">個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験について</p> <p data-bbox="1128 547 2125 647">「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」（平成14年7月1日付け公示第23号）で規定する、法令の試験については、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1180 687 1424 719">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="1576 756 1953 788">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="1608 863 1639 895">記</p> <p data-bbox="1135 932 1279 963">I. 試験制度</p> <p data-bbox="1160 967 1274 999">1. (略)</p> <p data-bbox="1160 1002 1346 1034">2. 申請後試験</p> <p data-bbox="1180 1037 1756 1069"><u>許可申請等</u>をした者を対象として実施する試験。</p> <p data-bbox="1135 1106 1279 1137">II. 事前試験</p> <p data-bbox="1160 1141 1274 1173">1. (略)</p> <p data-bbox="1160 1176 1691 1208">2. 受験申込書の受付期間及び試験実施時期</p> <p data-bbox="1169 1211 1303 1243">(1) (略)</p> <p data-bbox="1169 1246 2121 1347">(2) 受験申込書の受付期間は、毎年次の(3)で定める試験の実施時期に応じた以下の期間とする。ただし、当該受付期間の末日が閉庁日の場合には、直後の開庁日までとする。</p> <p data-bbox="1234 1350 1650 1382">ア 4月1日から<u>4月30日</u>まで。</p> <p data-bbox="1234 1385 1650 1417">イ 8月1日から<u>8月31日</u>まで。</p> <p data-bbox="1234 1420 1702 1452">ウ 12月1日から<u>12月28日</u>まで。</p>

(3) (略)

3. (略)

4. 試験実施後の取扱い

(1) (略)

(2) (1)と併せて、合格者に対して別添3の合格証を**発行**することとする。

(3) (略)

5. (略)

### Ⅲ. 申請後試験

1. 試験対象者

次の(1)又は(2)に掲げる者を対象に実施することとする。ただし、I. に規定する試験に合格した者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了していない者又は合格が無効とされていない者を除く。

(削除)

(1) 譲渡譲受の認可申請の場合

譲渡譲受の認可申請者のうち譲受人

(2) 相続の認可申請の場合

相続の認可申請者

2. 試験の実施時期

(1) 譲渡譲受の認可申請の場合

原則として毎年次の各期間のいずれかの日とする。なお、試験は、原則として前回試験の受付締切日の翌日から今回試験の実施日の属する月の前々月の末日までに申請を受け付けた者に対して実施するものとする。

ア 7月1日から7月31日まで。

イ 11月1日から11月30日まで。

ウ 3月1日から3月31日まで。

(2) (略)

3. (略)

4. 試験実施後の取扱い

(1) 試験実施後2週間を目途に合格者に対しては合格通知を**発行**することとし、その際に、併せて申請に係る挙証資料の提出又は提示等の日時を明らかにする。

(2) (略)

5. 申請事案の却下処分時等における試験合格者の取扱い

(1) 試験合格者にあつては、申請した事案が却下処分等となる場合に限り、その却下処分時等に別添3の合格証を**発行**することとする。

(2) (略)

(3) (略)

3. (略)

4. 試験実施後の取扱い

(1) (略)

(2) (1)と併せて、合格者に対して別添3の合格証を**発**することとする。

(3) (略)

5. (略)

### Ⅲ. 申請後試験

1. 試験対象者

次の(1)から(3)に掲げる者を対象に実施することとする。ただし、I. に規定する試験に合格した者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了していない者又は合格が無効とされていない者を除く。

(1) 許可申請の場合

許可申請者

(2) 譲渡譲受の認可申請の場合

譲渡譲受の認可申請者のうち譲受人

(3) 相続の認可申請の場合

相続の認可申請者

2. 試験の実施時期

(1) 許可申請及び譲渡譲受の認可申請の場合

原則として毎年次の各期間のいずれかの日とする。なお、試験は、原則として前回試験の受付締切日の翌日から今回試験の実施日の属する月の前々月の末日までに申請を受け付けた者に対して実施するものとする。

ア 7月1日から7月31日まで。

イ 11月1日から11月30日まで。

ウ 3月1日から3月31日まで。

(2) (略)

3. (略)

4. 試験実施後の取扱い

(1) 試験実施後2週間を目途に合格者に対しては合格通知を**発**することとし、その際に、併せて申請に係る挙証資料の提出又は提示等の日時を明らかにする。

(2) (略)

5. 申請事案の却下処分時等における試験合格者の取扱い

(1) 試験合格者にあつては、申請した事案が却下処分等となる場合に限り、その却下処分時等に別添3の合格証を**発**することとする。

(2) (略)

IV. (略)

附 則 (略)

附 則 (令和8年2月27日付け公示第83号で一部改正)

この公示は、令和8年2月27日以降に実施する試験から適用する。

IV. (略)

附 則 (略)

(別添1)

年 月 日

北陸信越運輸局長 殿

(〇〇運輸支局長経由)

住 所  
氏 名  
生年月日

受験申込書

「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験について（平成14年7月1日付け公示第25号）」I.1.に規定する試験を受けたいため、下記のとおり申込みします。

記

1. 営業区域

2. 運転経歴（新しいものから記載すること。）

(自) 年月日	(至) 年月日	勤務 年月数	勤務地	勤務先（事務所名）	ハイ・タク バス・他

3. 試験通知等の送付先

郵便番号  
住 所  
氏 名

4. 添付書類

運転免許の種類、運転免許証又は免許情報記録の番号および有効期限を証するに  
足りる資料の写し

(別添1)

年 月 日

北陸信越運輸局長 殿

(〇〇運輸支局長経由)

住 所  
氏 名  
生年月日

受験申込書

「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験について（平成14年7月1日付け公示第25号）」I.1.に規定する試験を受けたいため、下記のとおり申込みします。

記

1. 営業区域

2. 運転経歴（新しいものから記載すること。）

(自) 年月日	(至) 年月日	勤務 年月数	勤務地	勤務先（事務所名）	ハイ・タク バス・他

3. 試験通知等の送付先

郵便番号  
住 所  
氏 名

4. 添付書類

(1) 自動車運転免許証の写し（表・裏）

(別添2)

出題範囲及び設問形式等

	法令試験	
出題範囲	別表のとおり	
設問形式	○×方式及び語群選択方式	
出題数	40問	
配点	1問1点	
合格基準	36点以上(正解率90%以上)	
試験時間	50分	

(別添2)

出題範囲及び設問形式等

	法令試験	
出題範囲	別表のとおり	
設問形式	○×方式及び語群選択方式	
出題数	40問	
配点	1問1点	
合格基準	36点以上(正解率90%以上)	
試験時間	50分	

別表

## 法令試験の範囲

科目	出題範囲
法令	<p>1. 道路運送法関係法令</p> <p>①道路運送法 ②道路運送法施行令 ③道路運送法施行規則 ④旅客自動車運送事業運輸規則 ⑤旅客自動車運送事業等報告規則 ⑥一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款 ⑦個人タクシー事業の許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号）</p> <p>⑧一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成13年10月26日付け国自旅第100号） ⑨一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号） ⑩運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について（平成14年4月5日付け国自旅第5号） ⑪その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（公示及び通達を含む。）</p> <p>2. タクシー業務適正化特別措置法関係法令</p> <p>①タクシー業務適正化特別措置法（第46条及び第47条に限る。） ②タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第30条から第38条までに限る。）</p> <p>3. 道路運送車両法関係法令</p> <p>①道路運送車両法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1条（この法律の目的）</li> <li>・第11条（自動車登録番号標の封印等）</li> <li>・第12条（変更登録）</li> <li>・第13条（移転登録）</li> <li>・第15条（永久抹消登録）</li> <li>・第19条（自動車登録番号標等の表示の義務）</li> <li>・第20条第2項（自動車登録番号標の廃棄等）</li> <li>・第41条（自動車の装置）</li> <li>・第42条（乗車定員又は最大積載量）</li> <li>・第47条（使用者の点検及び整備の義務）</li> </ul>

別表

## 法令試験の範囲

科目	出題範囲
法令	<p>1. 道路運送法関係法令</p> <p>①道路運送法 ②道路運送法施行令 ③道路運送法施行規則 ④旅客自動車運送事業運輸規則 ⑤旅客自動車運送事業等報告規則 ⑥一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款 ⑦個人タクシー事業の許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号）</p> <p>⑧一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成13年10月26日付け国自旅第100号） ⑨一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号） ⑩運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について（平成14年4月5日付け国自旅第5号） ⑪その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（公示及び通達を含む。）</p> <p>2. タクシー業務適正化特別措置法関係法令</p> <p>①タクシー業務適正化特別措置法（第46条及び第47条に限る。） ②タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第30条から第38条までに限る。）</p> <p>3. 道路運送車両法関係法令</p> <p>①道路運送車両法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1条（この法律の目的）</li> <li>・第11条（自動車登録番号標の封印等）</li> <li>・第12条（変更登録）</li> <li>・第13条（移転登録）</li> <li>・第15条（永久抹消登録）</li> <li>・第19条（自動車登録番号標等の表示の義務）</li> <li>・第20条第2項（自動車登録番号標の廃棄等）</li> <li>・第41条（自動車の装置）</li> <li>・第42条（乗車定員又は最大積載量）</li> <li>・第47条（使用者の点検及び整備の義務）</li> </ul>

- ・第47条の2（日常点検整備）
- ・第48条（定期点検整備）
- ・第49条（点検整備記録簿）
- ・第54条第1項、第2項（整備命令等）
- ・第57条（自動車の点検及び整備に関する手引き）
- ・第58条（自動車の検査及び自動車検査証）
- ・第61条（自動車検査証の有効期間）
- ・第62条（継続検査）
- ・第66条（自動車検査証の備付け等）
- ・第67条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）
- ・第69条第2項（自動車検査証の返納等）
- ・第70条（再交付）
- ②自動車点検基準
  - ・第1条第1号（日常点検基準）
  - ・第2条第1号（定期点検基準）
  - ・第4条（点検整備記録簿の記載事項等）
- ③道路運送車両の保安基準
  - ・第29条（窓ガラス）
  - ・第43条の2（非常信号用具）
  - ・第43条の3（警告反射板）
  - ・第43条の4（停止表示器材）
  - ・第50条（旅客自動車運送事業用自動車）
  - ・第53条（乗車定員及び最大積載量）
- ④自動車事故報告規則
  - ・第2条（定義）
  - ・第3条（報告書の提出）
  - ・第4条（速報）
- ⑤道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
  - ・③に掲げる条項について具体的に定める事項
- ⑥その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（公示及び通達を含む。）

- ・第47条の2（日常点検整備）
- ・第48条（定期点検整備）
- ・第49条（点検整備記録簿）
- ・第54条第1項、第2項（整備命令等）
- ・第57条（自動車の点検及び整備に関する手引き）
- ・第58条（自動車の検査及び自動車検査証）
- ・第61条（自動車検査証の有効期間）
- ・第62条（継続検査）
- ・第66条（自動車検査証の備付け等）
- ・第67条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）
- ・第69条第2項（自動車検査証の返納等）
- ・第70条（再交付）
- ②自動車点検基準
  - ・第1条第1号（日常点検基準）
  - ・第2条第1号（定期点検基準）
  - ・第4条（点検整備記録簿の記載事項等）
- ③道路運送車両の保安基準
  - ・第29条（窓ガラス）
  - ・第43条の2（非常信号用具）
  - ・第43条の3（警告反射板）
  - ・第43条の4（停止表示器材）
  - ・第50条（旅客自動車運送事業用自動車）
  - ・第53条（乗車定員及び最大積載量）
- ④自動車事故報告規則
  - ・第2条（定義）
  - ・第3条（報告書の提出）
  - ・第4条（速報）
- ⑤道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
  - ・③に掲げる条項について具体的に定める事項
- ⑥その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（公示及び通達を含む。）

(別添3)

個人タクシー試験合格証

氏名  
生年月日

上記の者は、 年 月 日に実施した「個人タクシー事業の許可等に  
係る法令の試験について」 I. に規定する試験に下記のとおり合格したことを証す  
る。

なお、本合格証の有効期限は、 年 月 日までとする。

記

1. 営業区域

年 月 日

北陸信越運輸局長

印

(別添3)

個人タクシー試験合格証

氏名  
生年月日

上記の者は、 年 月 日に実施した「個人タクシー事業の許可等に  
係る法令の試験について」 I. に規定する試験に下記のとおり合格したことを証す  
る。

なお、本合格証の有効期限は、 年 月 日までとする。

記

1. 営業区域

年 月 日

北陸信越運輸局長

印

石運輸第810号の2  
令和8年3月13日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「個人タクシー事業の許可申請書等の様式について」の一部改正について  
標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知があったので了知  
願います。

北信交旅第799号の2  
令和8年2月27日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「個人タクシー事業の許可申請書等の様式について」の一部改正について

標記について、別添のとおり公示を一部改正したので了知されるとともに、関係者に周知されたい。

# 公 示

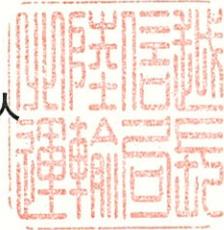
公示第84号

「個人タクシー事業の許可申請書等の様式について」の一部改正について

「個人タクシー事業の許可申請書等の様式について」(平成14年7月1日付け公示第26号)を別紙のとおり一部改正する。

令和8年2月27日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



○個人タクシー事業の許可申請書等の様式について

新	旧
<p data-bbox="524 316 689 341">公 示</p> <p data-bbox="109 384 271 410">公示第26号</p> <p data-bbox="215 453 801 478">個人タクシー事業の許可申請書等の様式について</p> <p data-bbox="109 557 1095 654">個人タクシー事業の許可申請書、譲渡譲受認可申請書及び相続による事業継続認可申請書の様式並びに許可申請書等作成上の注意を別紙のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="161 730 403 756">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="562 799 936 825">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="188 904 338 930">附 則 (略)</p> <p data-bbox="136 975 958 1037"><u>附 則 (令和8年2月27日付け公示第84号で一部改正)</u> <u>この公示は、令和8年2月27日以降に受理する申請から適用する。</u></p>	<p data-bbox="1608 240 1644 266">旧</p> <p data-bbox="1541 316 1706 341">公 示</p> <p data-bbox="1128 384 1290 410">公示第26号</p> <p data-bbox="1234 453 1821 478">個人タクシー事業の許可申請書等の様式について</p> <p data-bbox="1128 557 2114 654">個人タクシー事業の許可申請書、譲渡譲受認可申請書及び相続による事業継続認可申請書の様式並びに許可申請書等作成上の注意を別紙のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1180 730 1422 756">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="1581 799 1955 825">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="1207 904 1357 930">附 則 (略)</p>

(第1号様式) (日本産業規格A列4番)

年 月 日

北陸信越運輸局長 殿

住 所 :

名 称 :

氏 名 :

個人タクシー事業経営許可申請書

事業の種別	個人タクシー事業		
事業計画	1. 営業区域		
	2. 主たる事務所及び営業所の名称及び位置		
	名 称	位 置	
	3. 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数		
	1 両	種 別	
4. 自動車庫の位置及び収容能力	位 置		収 容 能 力
			m <sup>2</sup>
試験関係	申請者の区分	申請前合格者	
	合格証の有効期限	年 月 日	
組合関係	加入する事業協同組合名		
添付書類	1. 事業の開始に要する資金及びその調達方法を記載した書面 2. 道路運送法施行規則第6条第1項第4号に掲げる書面 3. 道路運送法施行規則第6条第1項第7号に掲げる書面 4. 資産目録 5. 戸籍抄本 6. 履歴書 7. 法第7条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類 8. 資格要件に関する事項 9. 個人タクシー試験合格証の写し		

(第1号様式) (日本産業規格A列4番)

年 月 日

北陸信越運輸局長 殿

住 所 :

名 称 :

氏 名 :

個人タクシー事業経営許可申請書

事業の種別	個人タクシー事業		
事業計画	1. 営業区域		
	2. 主たる事務所及び営業所の名称及び位置		
	名 称	位 置	
	3. 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数		
	1 両	種 別	
4. 自動車庫の位置及び収容能力	位 置		収 容 能 力
			m <sup>2</sup>
試験関係	申請者の区分	<input type="checkbox"/> 申請前合格者 <input type="checkbox"/> 申請後受験者(該当する□に✓を記入。)	
	合格証の有効期限	年 月 日	※申請前合格者のみ記入
組合関係	加入する事業協同組合名		
添付書類	1. 事業の開始に要する資金及びその調達方法を記載した書面 2. 道路運送法施行規則第6条第1項第4号に掲げる書面 3. 道路運送法施行規則第6条第1項第7号に掲げる書面 4. 資産目録 5. 戸籍抄本 6. 履歴書 7. 法第7条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類 8. 資格要件に関する事項 9. 個人タクシー試験合格証の写し(申請前合格者のみ)		

新

(第1号様式の2)(日本産業規格A列4番)

1. 事業の開始に要する資金及びその調達方法を記載した書面

事業開始に要する資金		・設備資金には、自動車車庫に要する資金を除く  補償額(対人 万円、対物 万円) (その他 万円)
設備資金	円	
運転資金	円	
自動車車庫に要する資金	円	
保険料	円	
合計	円	

調達方法			
預貯金(本人名義のものに限る)			
金融機関名	預貯金等の種類	預入年月日	申請日現在の預貯金額
			円
			円
			円
			円
合計			円

旧

(第1号様式の2)(日本産業規格A列4番)

1. 事業の開始に要する資金及びその調達方法を記載した書面

事業開始に要する資金		・設備資金には、自動車車庫に要する資金を除く  補償額(対人 万円、対物 万円) (その他 万円)
設備資金	円	
運転資金	円	
自動車車庫に要する資金	円	
保険料	円	
合計	円	

調達方法			
預貯金(本人名義のものに限る)			
金融機関名	預貯金等の種類	預入年月日	申請日現在の預貯金額
			円
			円
			円
			円
合計			円

新

2. 道路運送法施行規則第6条第1項第4号に掲げる書面

旧

2. 道路運送法施行規則第6条第1項第4号に掲げる書面

新

(第1号様式の3)(日本産業規格A列4番)

3. 道路運送法施行規則第6条第1項第7号に掲げる書面

一般乗用旅客自動車運送事業の経営についての事業用自動車を営業のために他人に運転させるものでなく、私が運転し営業するものであります。

年 月 日 氏名

4. 資産目録 (申請日現在の額を記入して下さい。)

項 目		金 額	摘 要
不 動 産	土 地	円	
	建 物	円	
預貯金等	普通預貯金	円	
	定期預金等	円	
そ の 他		円	
合 計		円	

旧

(第1号様式の3)(日本産業規格A列4番)

3. 道路運送法施行規則第6条第1項第7号に掲げる書面

一般乗用旅客自動車運送事業の経営についての事業用自動車を営業のために他人に運転させるものでなく、私が運転し営業するものであります。

年 月 日 氏名

4. 資産目録 (申請日現在の額を記入して下さい。)

項 目		金 額	摘 要
不 動 産	土 地	円	
	建 物	円	
預貯金等	普通預貯金	円	
	定期預金等	円	
そ の 他		円	
合 計		円	

新

5. 戸籍抄本

旧

5. 戸籍抄本

新

(第1号様式の4) (日本産業規格A列4番)

6. 履歴書

ふりがな								性別
氏名								男・女
生年月日	年 月 日 (申請日現在: 満 歳 月)							
本籍								
現住所	郵便番号	—		電話番号	— —			
職歴 (新しいものから記載すること。)	職種	勤務地・勤務先		自年月日	至年月日	勤務年数		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
家族氏名	続柄	年齢	同居・別居	家族氏名	続柄	年齢	同居・別居	
			同・別				同・別	
			同・別				同・別	
			同・別				同・別	

旧

(第1号様式の4) (日本産業規格A列4番)

6. 履歴書

ふりがな								性別
氏名								男・女
生年月日	年 月 日 (申請日現在: 満 歳 月)							
本籍								
現住所	郵便番号	—		電話番号	— —			
職歴 (新しいものから記載すること。)	職種	勤務地・勤務先		自年月日	至年月日	勤務年数		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
家族氏名	続柄	年齢	同居・別居	家族氏名	続柄	年齢	同居・別居	
			同・別				同・別	
			同・別				同・別	
			同・別				同・別	

新

(第1号様式の5) (日本産業規格A列4番)

7. 法第7条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類

北陸信越運輸局長 殿

宣 誓 書

法第7条各号のいずれにも該当していません。

上記のとおり宣誓いたします。

なお、申請日以降処分日までの間に上記に該当した場合には、直ちに報告いたします。

年 月 日

氏名

旧

(第1号様式の5) (日本産業規格A列4番)

7. 法第7条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類

北陸信越運輸局長 殿

宣 誓 書

法第7条各号のいずれにも該当していません。

上記のとおり宣誓いたします。

なお、申請日以降処分日までの間に上記に該当した場合には、直ちに報告いたします。

年 月 日

氏名

新

(第1号様式の6) (日本産業規格A列4番)

8. 資格要件に関する事項

(1) 年齢

申請日現在 満 歳 月 年 月 日生

(2) 運転経歴等

所持する運転免許

(自動車運転免許証両面の写しを貼付、又は、別紙として添付すること。)

運転経歴

添付書類の履歴書のとおり

(3) 法令遵守状況

別添1の法令遵守状況に係る宣誓書のとおり

(4) 資金計画

添付書類の事業の開始に要する資金及びその調達方法を記載した書面のとおり

(5) 営業所

- ①住居と営業所は  同一である
- 別個である

②当該住居に居住した日 年 月 日

(7-1)

ヒアリングの際に  
持参すべき挙証資  
料

住民票

自動車運転免許証

自動車運転者とし  
て雇用されていた  
雇用主からの在職  
証明書

運転記録証明書

預貯金通帳等

旧

(第1号様式の6) (日本産業規格A列4番)

8. 資格要件に関する事項

(1) 年齢

申請日現在 満 歳 月 年 月 日生

(2) 運転経歴等

所持する運転免許

(自動車運転免許証両面の写しを貼付、又は、別紙として添付すること。)

運転経歴

添付書類の履歴書のとおり

(3) 法令遵守状況

別添1の法令遵守状況に係る宣誓書のとおり

(4) 資金計画

添付書類の事業の開始に要する資金及びその調達方法を記載した書面のとおり

(5) 営業所

- ①住居と営業所は  同一である
- 別個である

②当該住居に居住した日 年 月 日

(7-1)

ヒアリングの際に  
持参すべき挙証資  
料

住民票

自動車運転免許証

自動車運転者とし  
て雇用されていた  
雇用主からの在職  
証明書

運転記録証明書

預貯金通帳等

③使用権原

建物

自己保有 所有者 \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)

借用 借入先 \_\_\_\_\_

土地

自己保有 所有者 \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)

借用 借入先 \_\_\_\_\_

(6)事業用自動車

①使用権原

既保有  
購入予定  
リース予定

②電子地図

既保有  
購入予定  
リース予定

(7)自動車車庫

①営業所からの距離 併設  
直線で\_\_\_\_\_m

別添2の自動車車庫に係る図面のとおり

②収容能力 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup> (間口\_\_\_\_\_m・奥行\_\_\_\_\_m)

③使用権原

建物(有蓋車庫を設ける場合)

自己保有 所有者 \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)

借用 借入先 \_\_\_\_\_

土地

自己保有 所有者 \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)

借用 借入先 \_\_\_\_\_

④自動車車庫に係る関係法令

別添1の自動車車庫に係る宣誓書のとおり

(7-2)

登記簿謄本  
 承諾書  
 賃貸借契約書  
 登記簿謄本  
 承諾書  
 賃貸借契約書

自動車検査証等  
 購入契約書等  
 リース契約書等

登記簿謄本  
 承諾書  
 賃貸借契約書  
 登記簿謄本  
 承諾書  
 賃貸借契約書

③使用権原

建物

自己保有 所有者 \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)

借用 借入先 \_\_\_\_\_

土地

自己保有 所有者 \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)

借用 借入先 \_\_\_\_\_

(6)事業用自動車

①使用権原

既保有  
購入予定  
リース予定

②電子地図

既保有  
購入予定  
リース予定

(7)自動車車庫

①営業所からの距離 併設  
直線で\_\_\_\_\_m

別添2の自動車車庫に係る図面のとおり

②収容能力 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup> (間口\_\_\_\_\_m・奥行\_\_\_\_\_m)

③使用権原

建物(有蓋車庫を設ける場合)

自己保有 所有者 \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)

借用 借入先 \_\_\_\_\_

土地

自己保有 所有者 \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)

借用 借入先 \_\_\_\_\_

④自動車車庫に係る関係法令

別添1の自動車車庫に係る宣誓書のとおり

(7-2)

登記簿謄本  
 承諾書  
 賃貸借契約書  
 登記簿謄本  
 承諾書  
 賃貸借契約書

自動車検査証等  
 購入契約書等  
 リース契約書等

登記簿謄本  
 承諾書  
 賃貸借契約書  
 登記簿謄本  
 承諾書  
 賃貸借契約書

⑤前面道路

- 公道 種類 \_\_\_\_\_  
 幅員 \_\_\_\_\_m 車両制限令に □抵触しない  
 □抵触する
- 私道 幅員 \_\_\_\_\_m  
 通行に係る使用権原を有する者の承認 □ある  
 □ない
- 接続する公道 種類 \_\_\_\_\_  
 幅員 \_\_\_\_\_m 車両制限令に □抵触しない  
 □抵触する

(8)健康状態及び運転に関する適性

①健康状態

- 個人タクシーの営業に支障が □ない  
 □ある

②運転に関する適性

- 個人タクシーの営業に支障が □ない  
 □ある

(9)法令に関する知識

事前試験合格者（申請前合格者）は、個人タクシー試験合格者証の写し

(10)その他

申請日以前3年間において個人タクシー事業を譲渡若しくは廃止し、又は期限の更新がなされなかった者で □ある  
 □ない

(7-3)

(削除)

使用権原を有する者の承諾書

(削除)

健康診断書

適性診断票

⑤前面道路

- 公道 種類 \_\_\_\_\_  
 幅員 \_\_\_\_\_m 車両制限令に □抵触しない  
 □抵触する
- 私道 幅員 \_\_\_\_\_m  
 通行に係る使用権原を有する者の承認 □ある  
 □ない
- 接続する公道 種類 \_\_\_\_\_  
 幅員 \_\_\_\_\_m 車両制限令に □抵触しない  
 □抵触する

(8)健康状態及び運転に関する適性

①健康状態

- 個人タクシーの営業に支障が □ない  
 □ある

②運転に関する適性

- 個人タクシーの営業に支障が □ない  
 □ある

(9)法令に関する知識

事前試験合格者（申請前合格者）は、個人タクシー試験合格者証の写し

(10)その他

申請日以前3年間において個人タクシー事業を譲渡若しくは廃止し、又は期限の更新がなされなかった者で □ある  
 □ない

(7-3)

道路管理者の幅員  
 証明書

使用権原を有する者の承諾書

道路管理者の幅員  
 証明書

健康診断書

適性診断票

法令遵守状況に係る宣誓書

北陸信越運輸局長 殿

宣 誓 書

1. 申請日以前5年間に、次に掲げる処分を受けたことはありません。また、過去 { にもこれらの処  
( 年 月 日 )  
分を受けたことはありません。  
に 〃 の処分を受けましたが、 年 月 日に処分期間を終了しています。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)の処分
- (2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反による運転免許の取消し処分
- (3) タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)(改正前のタクシー業務適正化臨時措置法を含む。以下同じ。)に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分
- (4) 自動車運転代行の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
- (5) 刑法(昭和40年法律第45号)、暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)、売春防止法(昭和31年法律第118号)、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)、その他これらに準ずる法令の違反による処分
- (6) 自らの行為により、その雇用主が受けた道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分
- (7) 一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当該時に運行管理者であった者として受けた法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分

2. 申請日以前3年間、道路交通法の違反による処分(同法の違反であって、その原因となる行為をいう。)がなく、運転免許の効力の停止を受けていないこと。ただし、申請日の1年以前において、点数(同法の違反により付される点数をいう。)が1点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれか1回に限っては、違反がないものとみなす。

上記のとおり宣誓いたします。

なお、申請日以降処分日までの間に上記に掲げる処分等を受けた場合には、直ちに報告いたします。

年 月 日

氏名

自動車車庫に係る宣誓書

北陸信越運輸局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画のうち自動車車庫については、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等の関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

年 月 日

氏名

法令遵守状況に係る宣誓書

北陸信越運輸局長 殿

宣 誓 書

1. 申請日以前5年間に、次に掲げる処分を受けたことはありません。また、過去 { にもこれらの処  
( 年 月 日 )  
分を受けたことはありません。  
に 〃 の処分を受けましたが、 年 月 日に処分期間を終了しています。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)の処分
- (2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反による運転免許の取消し処分
- (3) タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)(改正前のタクシー業務適正化臨時措置法を含む。以下同じ。)に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分
- (4) 自動車運転代行の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
- (5) 刑法(昭和40年法律第45号)、暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)、売春防止法(昭和31年法律第118号)、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)、その他これらに準ずる法令の違反による処分
- (6) 自らの行為により、その雇用主が受けた道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分
- (7) 一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当該時に運行管理者であった者として受けた法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分

2. 申請日以前3年間、道路交通法の違反による処分(同法の違反であって、その原因となる行為をいう。)がなく、運転免許の効力の停止を受けていないこと。ただし、申請日の1年以前において、点数(同法の違反により付される点数をいう。)が1点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれか1回に限っては、違反がないものとみなす。

上記のとおり宣誓いたします。

なお、申請日以降処分日までの間に上記に掲げる処分等を受けた場合には、直ちに報告いたします。

年 月 日

氏名

自動車車庫に係る宣誓書

北陸信越運輸局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画のうち自動車車庫については、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等の関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

年 月 日

氏名

新

(第1号様式の8) (日本産業規格A列4番)

別添2

自動車車庫に係る図面

営業所及び自動車車庫の見取図

営業所と自動車車庫の位置、その間の距離、付近の主要な建物、自動車車庫の位置への出入経路等を明記すること。

自動車車庫の平面図

自動車車庫の区画、寸法及び道路幅員等を記入し、共同車庫の場合は全体を記入すること。

旧

(第1号様式の8) (日本産業規格A列4番)

別添2

自動車車庫に係る図面

営業所及び自動車車庫の見取図

営業所と自動車車庫の位置、その間の距離、付近の主要な建物、自動車車庫の位置への出入経路等を明記すること。

自動車車庫の平面図

自動車車庫の区画、寸法及び道路幅員等を記入し、共同車庫の場合は全体を記入すること。

新

(第2号様式) (日本産業規格A列4番)

年 月 日

北陸信越運輸局長 殿

譲渡人  
住所：  
名称：  
氏名：

譲受人  
住所：  
名称：  
氏名：

個人タクシー事業の譲渡譲受認可申請書

譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所	譲渡人	氏名	
		名称	
		住所	
	譲受人	氏名	
		名称	
		住所	
事業の種類及び営業区域	種 別	個人タクシー事業	
	営業区域		
譲渡価格			
譲渡及び譲受しようとする時期			
譲渡及び譲受を必要とする理由			
試験関係	譲受人の試験区分	<input type="checkbox"/> 申請前合格者 <input type="checkbox"/> 申請後受験者 (該当する□に✓を記入。)	
	合格証の有効期限	年 月 日	※申請前合格者のみ記入
組合関係	加入する事業協同組合名		
添付書類	1. 新旧の事業計画 2. 譲渡譲受契約書の写し 3. 譲渡及び譲受価格の明細書 4. 譲受人の資産目録 5. 譲受人の戸籍抄本 6. 譲受人の履歴書 7. 資格要件に関する事項 8. 個人タクシー試験合格証の写し (申請前合格者のみ)		

旧

(第2号様式) (日本産業規格A列4番)

年 月 日

北陸信越運輸局長 殿

譲渡人  
住所：  
名称：  
氏名：

譲受人  
住所：  
名称：  
氏名：

個人タクシー事業の譲渡譲受認可申請書

譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所	譲渡人	氏名	
		名称	
		住所	
	譲受人	氏名	
		名称	
		住所	
事業の種類及び営業区域	種 別	個人タクシー事業	
	営業区域		
譲渡価格			
譲渡及び譲受しようとする時期			
譲渡及び譲受を必要とする理由			
試験関係	譲受人の試験区分	<input type="checkbox"/> 申請前合格者 <input type="checkbox"/> 申請後受験者 (該当する□に✓を記入。)	
	合格証の有効期限	年 月 日	※申請前合格者のみ記入
組合関係	加入する事業協同組合名		
添付書類	1. 新旧の事業計画 2. 譲渡譲受契約書の写し 3. 譲渡及び譲受価格の明細書 4. 譲受人の資産目録 5. 譲受人の戸籍抄本 6. 譲受人の履歴書 7. 資格要件に関する事項 8. 個人タクシー試験合格証の写し (申請前合格者のみ)		

新

(第2号様式の2) (日本産業規格A列4番)

1. 新旧の事業計画

事業計画(旧)

主たる事務所及び営業所の名称及び位置		
名 称	位 置	
営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数		
1両	種 別	
自動車車庫の位置及び収容能力		
位 置		収 容 能 力
		m <sup>2</sup>

事業計画(新)

主たる事務所及び営業所の名称及び位置		
名 称	位 置	
営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数		
1両	種 別	
自動車車庫の位置及び収容能力		
位 置		収 容 能 力
		m <sup>2</sup>

旧

(第2号様式の2) (日本産業規格A列4番)

1. 新旧の事業計画

事業計画(旧)

主たる事務所及び営業所の名称及び位置		
名 称	位 置	
営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数		
1両	種 別	
自動車車庫の位置及び収容能力		
位 置		収 容 能 力
		m <sup>2</sup>

事業計画(新)

主たる事務所及び営業所の名称及び位置		
名 称	位 置	
営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数		
1両	種 別	
自動車車庫の位置及び収容能力		
位 置		収 容 能 力
		m <sup>2</sup>

新

2. 譲渡譲受契約書の写し

旧

2. 譲渡譲受契約書の写し

新

3. 譲渡及び譲受価格の明細書

旧

3. 譲渡及び譲受価格の明細書

新

(第2号様式の3)(日本産業規格A列4番)

4. 譲受人の資産目録 (申請日現在の額を記入して下さい。)

項 目		金 額	摘 要
不 動 産	土 地	円	
	建 物	円	
預貯金等	普通預貯金	円	
	定期預金等	円	
そ の 他		円	
合 計		円	

旧

(第2号様式の3)(日本産業規格A列4番)

4. 譲受人の資産目録 (申請日現在の額を記入して下さい。)

項 目		金 額	摘 要
不 動 産	土 地	円	
	建 物	円	
預貯金等	普通預貯金	円	
	定期預金等	円	
そ の 他		円	
合 計		円	

新

5. 譲受人の戸籍抄本

旧

5. 譲受人の戸籍抄本

新

(第2号様式の4) (日本産業規格A列4番)

6. 譲受人の履歴書

ふりがな								性別
氏名								男・女
生年月日	年 月 日 (申請日現在: 満 歳 月)							
本籍								
現住所	郵便番号	—	電話番号	— —				
職歴 (新しいものから記載すること。)	職種	勤務地・勤務先		自年月日	至年月日	勤務年数		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
家族氏名	続柄	年齢	同居・別居	家族氏名	続柄	年齢	同居・別居	
			同・別				同・別	
			同・別				同・別	
			同・別				同・別	

旧

(第2号様式の4) (日本産業規格A列4番)

6. 譲受人の履歴書

ふりがな								性別
氏名								男・女
生年月日	年 月 日 (申請日現在: 満 歳 月)							
本籍								
現住所	郵便番号	—	電話番号	— —				
職歴 (新しいものから記載すること。)	職種	勤務地・勤務先		自年月日	至年月日	勤務年数		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
				. . .	. . .	年 月		
家族氏名	続柄	年齢	同居・別居	家族氏名	続柄	年齢	同居・別居	
			同・別				同・別	
			同・別				同・別	
			同・別				同・別	

新

(第2号様式の5) (日本産業規格A列4番)

7. 資格要件に関する事項

●譲渡人に関する事項

年齢が満65歳以上満75歳未満である。

年齢が満65歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある。

年齢が満65歳未満で、20年以上個人タクシー事業を営んでいるものである。

●譲受人に関する事項

(1)年齢

申請日現在 満 歳 月 年 月 日生

(2)運転経歴等

所持する運転免許

(自動車運転免許証両面の写しを貼付、又は、別紙として添付すること。)

運転経歴

添付書類の履歴書のとおり

(3)法令遵守状況

別添1の法第7条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類及び法令遵守状況に係る宣誓書のとおり

(4)資金計画

別添2の事業の開始に要する資金及びその調達方法を記載した書面のとおり

(7-1)

ヒアリングの際に  
持参すべき挙証資  
料

健康診断書

住民票

自動車運転免許証

自動車運転者とし  
て雇用されていた  
雇用主からの在職  
証明書

運転記録証明書

預貯金通帳等

旧

(第2号様式の5) (日本産業規格A列4番)

7. 資格要件に関する事項

●譲渡人に関する事項

年齢が満65歳以上満75歳未満である。

年齢が満65歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある。

年齢が満65歳未満で、20年以上個人タクシー事業を営んでいるものである。

●譲受人に関する事項

(1)年齢

申請日現在 満 歳 月 年 月 日生

(2)運転経歴等

所持する運転免許

(自動車運転免許証両面の写しを貼付、又は、別紙として添付すること。)

運転経歴

添付書類の履歴書のとおり

(3)法令遵守状況

別添1の法第7条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類及び法令遵守状況に係る宣誓書のとおり

(4)資金計画

別添2の事業の開始に要する資金及びその調達方法を記載した書面のとおり

(7-1)

ヒアリングの際に  
持参すべき挙証資  
料

健康診断書

住民票

自動車運転免許証

自動車運転者とし  
て雇用されていた  
雇用主からの在職  
証明書

運転記録証明書

預貯金通帳等

(5) 営業所

① 住居と営業所は  同一である  
 別個である

② 当該住居に居住した日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

③ 使用権原

建物

自己保有 所有者 \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)

借用 借入先 \_\_\_\_\_

土地

自己保有 所有者 \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)

借用 借入先 \_\_\_\_\_

(6) 事業用自動車

① 使用権原

既保有  
 購入予定 (譲渡譲受契約により購入する場合を含む。)  
 リース予定

② 電子地図

既保有  
 購入予定 (譲渡譲受契約により購入する場合を含む。)  
 リース予定

(7) 自動車車庫

① 営業所からの距離  併設  
 直線で \_\_\_\_\_ m

別添 3 の自動車車庫に係る図面のとおり

② 収容能力 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> (間口 \_\_\_\_\_ m・奥行 \_\_\_\_\_ m)

(7-2)

登記簿謄本  
 承諾書

賃貸借契約書

登記簿謄本  
 承諾書

賃貸借契約書

自動車検査証等  
 購入契約書等  
 リース契約書等

(5) 営業所

① 住居と営業所は  同一である  
 別個である

② 当該住居に居住した日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

③ 使用権原

建物

自己保有 所有者 \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)

借用 借入先 \_\_\_\_\_

土地

自己保有 所有者 \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)  
 (共有者) \_\_\_\_\_ (本人以外の場合は続柄\_\_\_\_)

借用 借入先 \_\_\_\_\_

(6) 事業用自動車

① 使用権原

既保有  
 購入予定 (譲渡譲受契約により購入する場合を含む。)  
 リース予定

② 電子地図

既保有  
 購入予定 (譲渡譲受契約により購入する場合を含む。)  
 リース予定

(7) 自動車車庫

① 営業所からの距離  併設  
 直線で \_\_\_\_\_ m

別添 3 の自動車車庫に係る図面のとおり

② 収容能力 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> (間口 \_\_\_\_\_ m・奥行 \_\_\_\_\_ m)

(7-2)

登記簿謄本  
 承諾書

賃貸借契約書

登記簿謄本  
 承諾書

賃貸借契約書

自動車検査証等  
 購入契約書等  
 リース契約書等

③使用権原

建物（有蓋車庫を設ける場合）

自己保有 所有者 \_\_\_\_\_（本人以外の場合は続柄\_\_\_\_）  
 （共有者） \_\_\_\_\_（本人以外の場合は続柄\_\_\_\_）  
 （共有者） \_\_\_\_\_（本人以外の場合は続柄\_\_\_\_）

借用 借入先 \_\_\_\_\_

土地

自己保有 所有者 \_\_\_\_\_（本人以外の場合は続柄\_\_\_\_）  
 （共有者） \_\_\_\_\_（本人以外の場合は続柄\_\_\_\_）  
 （共有者） \_\_\_\_\_（本人以外の場合は続柄\_\_\_\_）

借用 借入先 \_\_\_\_\_

④自動車車庫に係る関係法令

別添2の自動車車庫に係る宣誓書のとおり

⑤前面道路

公道 種類 \_\_\_\_\_  
 幅員 \_\_\_\_\_m 車両制限令に 抵触しない  
抵触する

私道 幅員 \_\_\_\_\_m  
 通行に係る使用権原を有する者の承認 ある  
ない

接続する公道 種類 \_\_\_\_\_  
 幅員 \_\_\_\_\_m 車両制限令に 抵触しない  
抵触する

(8)健康状態及び運転に関する適性

①健康状態

個人タクシーの営業に支障が ない  
ある

②運転に関する適性

個人タクシーの営業に支障が ない  
ある

(9)法令に関する知識

事前試験合格者（申請前合格者）は、個人タクシー試験合格者証の写し

(10)その他

申請日以前3年間において個人タクシー事業を譲渡若しくは廃止し、又は期限の更新がなされなかった者で ある  
ない

登記簿謄本  
 承諾書  
 賃貸借契約書

登記簿謄本  
 承諾書  
 賃貸借契約書

(削除)

使用権原を有する者の承諾書

(削除)

健康診断書

適性診断票

③使用権原

建物（有蓋車庫を設ける場合）

自己保有 所有者 \_\_\_\_\_（本人以外の場合は続柄\_\_\_\_）  
 （共有者） \_\_\_\_\_（本人以外の場合は続柄\_\_\_\_）  
 （共有者） \_\_\_\_\_（本人以外の場合は続柄\_\_\_\_）

借用 借入先 \_\_\_\_\_

土地

自己保有 所有者 \_\_\_\_\_（本人以外の場合は続柄\_\_\_\_）  
 （共有者） \_\_\_\_\_（本人以外の場合は続柄\_\_\_\_）  
 （共有者） \_\_\_\_\_（本人以外の場合は続柄\_\_\_\_）

借用 借入先 \_\_\_\_\_

④自動車車庫に係る関係法令

別添2の自動車車庫に係る宣誓書のとおり

⑤前面道路

公道 種類 \_\_\_\_\_  
 幅員 \_\_\_\_\_m 車両制限令に 抵触しない  
抵触する

私道 幅員 \_\_\_\_\_m  
 通行に係る使用権原を有する者の承認 ある  
ない

接続する公道 種類 \_\_\_\_\_  
 幅員 \_\_\_\_\_m 車両制限令に 抵触しない  
抵触する

(8)健康状態及び運転に関する適性

①健康状態

個人タクシーの営業に支障が ない  
ある

②運転に関する適性

個人タクシーの営業に支障が ない  
ある

(9)法令に関する知識

事前試験合格者（申請前合格者）は、個人タクシー試験合格者証の写し

(10)その他

申請日以前3年間において個人タクシー事業を譲渡若しくは廃止し、又は期限の更新がなされなかった者で ある  
ない

登記簿謄本  
 承諾書  
 賃貸借契約書

登記簿謄本  
 承諾書  
 賃貸借契約書

道路管理者の幅員  
 証明書

使用権原を有する者の承諾書

道路管理者の幅員  
 証明書

健康診断書

適性診断票

新

(第2号様式の6) (日本産業規格A列4番)

別添1

法第7条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類

北陸信越運輸局長 殿

宣 誓 書

法第7条各号のいずれにも該当していません。

上記のとおり宣誓いたします。

なお、申請日以降処分日までの間に上記に該当した場合には、直ちに報告いたします。

年 月 日

氏名

法令遵守状況に係る宣誓書

北陸信越運輸局長 殿

宣 誓 書

1. 申請日以前5年間に、次に掲げる処分を受けたことはありません。また、過去 { (年 月 日) } にもこれらの処分を受けたことはありません。  
に 年の処分を受けましたが、年 月 日に処分期間を終了しています。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)の処分
- (2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反による運転免許の取消し処分
- (3) タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)(改正前のタクシー業務適正化臨時措置法を含む。以下同じ。)に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分
- (4) 自動車運転代行の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
- (5) 刑法(昭和40年法律第45号)、暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)、売春防止法(昭和31年法律第118号)、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)、その他これらに準ずる法令の違反による処分
- (6) 自らの行為により、その雇用主が受けた道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分
- (7) 一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分

2. 申請日以前3年間、道路交通法の違反による処分(同法の違反であって、その原因となる行為をいう。)がなく、運転免許の効力の停止を受けていないこと。ただし、申請日の1年以前において、点数(同法の違反により付される点数をいう。)が1点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれか1回に限っては、違反がないものとみなす。

上記のとおり宣誓いたします。

なお、申請日以降処分日までの間に上記に掲げる処分等を受けた場合には、直ちに報告いたします。

年 月 日

氏名

旧

(第2号様式の6) (日本産業規格A列4番)

別添1

法第7条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類

北陸信越運輸局長 殿

宣 誓 書

法第7条各号のいずれにも該当していません。

上記のとおり宣誓いたします。

なお、申請日以降処分日までの間に上記に該当した場合には、直ちに報告いたします。

年 月 日

氏名

法令遵守状況に係る宣誓書

北陸信越運輸局長 殿

宣 誓 書

1. 申請日以前5年間に、次に掲げる処分を受けたことはありません。また、過去 { (年 月 日) } にもこれらの処分を受けたことはありません。  
に 年の処分を受けましたが、年 月 日に処分期間を終了しています。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)の処分
- (2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反による運転免許の取消し処分
- (3) タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)(改正前のタクシー業務適正化臨時措置法を含む。以下同じ。)に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分
- (4) 自動車運転代行の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
- (5) 刑法(昭和40年法律第45号)、暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)、売春防止法(昭和31年法律第118号)、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)、その他これらに準ずる法令の違反による処分
- (6) 自らの行為により、その雇用主が受けた道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分
- (7) 一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分

2. 申請日以前3年間、道路交通法の違反による処分(同法の違反であって、その原因となる行為をいう。)がなく、運転免許の効力の停止を受けていないこと。ただし、申請日の1年以前において、点数(同法の違反により付される点数をいう。)が1点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれか1回に限っては、違反がないものとみなす。

上記のとおり宣誓いたします。

なお、申請日以降処分日までの間に上記に掲げる処分等を受けた場合には、直ちに報告いたします。

年 月 日

氏名

新

(第2号様式の7) (日本産業規格A列4番)

別添2

道路運送法施行規則第6条第1項第7号に掲げる書面

一般乗用旅客自動車運送事業の経営についての事業用自動車を営業のために他人に運転させるものでなく、私が運転し営業するものであります。

年 月 日 氏名

事業の開始に要する資金及びその調達方法を記載した書面

事業開始に要する資金

設備資金	円	・設備資金には、自動車車庫に要する資金を除く
運転資金	円	
自動車車庫に要する資金	円	
保険料	円	補償額(対人 万円、対物 万円)
合計	円	(その他 万円)

調達方法

預貯金(本人名義のものに限る)

金融機関名	預貯金等の種類	預入年月日	申請日現在の預貯金額
			円
			円
			円
			円
合計			円

自動車車庫に係る宣誓書

北陸信越運輸局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画のうち自動車車庫については、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等の関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

年 月 日 氏名

旧

(第2号様式の7) (日本産業規格A列4番)

別添2

道路運送法施行規則第6条第1項第7号に掲げる書面

一般乗用旅客自動車運送事業の経営についての事業用自動車を営業のために他人に運転させるものでなく、私が運転し営業するものであります。

年 月 日 氏名

事業の開始に要する資金及びその調達方法を記載した書面

事業開始に要する資金

設備資金	円	・設備資金には、自動車車庫に要する資金を除く
運転資金	円	
自動車車庫に要する資金	円	
保険料	円	補償額(対人 万円、対物 万円)
合計	円	(その他 万円)

調達方法

預貯金(本人名義のものに限る)

金融機関名	預貯金等の種類	預入年月日	申請日現在の預貯金額
			円
			円
			円
			円
合計			円

自動車車庫に係る宣誓書

北陸信越運輸局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画のうち自動車車庫については、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等の関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

年 月 日 氏名

新

(第2号様式の8) (日本産業規格A列4番)

別添3

自動車車庫に係る図面

営業所及び自動車車庫の見取図

営業所と自動車車庫の位置、その間の距離、付近の主要な建物、自動車車庫の位置への出入経路等を明記すること。

自動車車庫の平面図

自動車車庫の区画、寸法及び道路幅員等を記入し、共同車庫の場合は全体を記入すること。

旧

(第2号様式の8) (日本産業規格A列4番)

別添3

自動車車庫に係る図面

営業所及び自動車車庫の見取図

営業所と自動車車庫の位置、その間の距離、付近の主要な建物、自動車車庫の位置への出入経路等を明記すること。

自動車車庫の平面図

自動車車庫の区画、寸法及び道路幅員等を記入し、共同車庫の場合は全体を記入すること。

新

(第3号様式) (日本産業規格A列4番)

年 月 日

北陸信越運輸局長 殿

住 所 :

名 称 :

氏 名 :

個人タクシー事業の相続による事業継続認可申請書

氏名、住所及び被相続人との続柄	氏 名	
	住 所	
	続 柄	
被相続人の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	
継続して経営しようとする被相続人の事業の種類及び営業区域	種 別	個人タクシー事業
	営業区域	
相続開始の時期		
試験関係	申請者の区分	<input type="checkbox"/> 申請前合格者 <input type="checkbox"/> 申請後受験者 (該当する□に✓を記入。)
	合格証の有効期限	年 月 日 ※申請前合格者のみ記入
組合関係	加入する事業協同組合名	
添付書類	1. 新旧の事業計画 2. 申請者と被相続人との続柄を証する書面 3. 申請者の履歴書 4. 申請者の資産目録 5. 申請者以外に相続人があるときは、そのものの氏名及び住所を記載した書面並びに当該認可申請に対する同意書 6. 資格要件に関する事項 7. 個人タクシー試験合格証の写し (申請前合格者のみ)	

※添付書類については、経営許可申請及び譲渡譲受認可申請に準じて作成し、添付するものとする。

旧

(第3号様式) (日本産業規格A列4番)

年 月 日

北陸信越運輸局長 殿

住 所 :

名 称 :

氏 名 :

個人タクシー事業の相続による事業継続認可申請書

氏名、住所及び被相続人との続柄	氏 名	
	住 所	
	続 柄	
被相続人の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	
継続して経営しようとする被相続人の事業の種類及び営業区域	種 別	個人タクシー事業
	営業区域	
相続開始の時期		
試験関係	申請者の区分	<input type="checkbox"/> 申請前合格者 <input type="checkbox"/> 申請後受験者 (該当する□に✓を記入。)
	合格証の有効期限	年 月 日 ※申請前合格者のみ記入
組合関係	加入する事業協同組合名	
添付書類	1. 新旧の事業計画 2. 申請者と被相続人との続柄を証する書面 3. 申請者の履歴書 4. 申請者の資産目録 5. 申請者以外に相続人があるときは、そのものの氏名及び住所を記載した書面並びに当該認可申請に対する同意書 6. 資格要件に関する事項 7. 個人タクシー試験合格証の写し (申請前合格者のみ)	

※添付書類については、経営許可申請及び譲渡譲受認可申請に準じて作成し、添付するものとする。

新

(第4号様式) (日本産業規格A列4番)

在 職 証 明 書

住 所：  
氏 名：  
生年月日： 年 月 日生

上記のものは、 年 月 日から 年 月 日まで当社の〇〇〇〇  
(例 タクシー)の運転者( 営業所所属)として在籍していた(いる)ことを証明  
します。

年 月 日

名 称：  
住 所：  
代 表 者 名：  
(代表者印)

旧

(第4号様式) (日本産業規格A列4番)

在 職 証 明 書

住 所：  
氏 名：  
生年月日： 年 月 日生

上記のものは、 年 月 日から 年 月 日まで当社の〇〇〇〇  
(例 タクシー)の運転者( 営業所所属)として在籍していた(いる)ことを証明  
します。

年 月 日

名 称：  
住 所：  
代 表 者 名：  
(代表者印)

新

許可申請書等の作成上の注意

I. 一般事項

1. 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び関係法令並びに「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」（平成14年7月1日付け公示第23号、以下「審査基準」という。）で定める要件を確認のうえ作成して下さい。
2. 申請書類は、管轄する運輸支局輸送・監査部門に提出して下さい。
3. 記入事項が多く欄が不足する場合には、別用紙を用いて下さい。
4. 申請書類の必要部分に記載がなかったり、虚偽の申請があった場合、または、ヒアリング等北陸信越運輸局長が指定する期日までに持参又は提出すべき書類が不足の場合には、却下となることがありますから、関係書類をよく調べ、事実を正確に記入して下さい。
5. 申請書の作成等について、ご不明な点は管轄する運輸支局輸送・監査部門までご照会下さい。

II. 申請書

1. 年月日  
運輸支局に申請書を提出する日を記入して下さい。
2. 名称  
申請者が経営する個人タクシーにつける名前です。

III. 添付書類

1. 申請書に記載されている書類を添付して下さい。
2. 資格要件に関する事項については、下線部に記入及び該当する項目の口をチェックして下さい。
3. 事業の開始に要する資金及びその調達方法を記載した書面において、設備資金を70万円未満とする場合は、70万円未満で所要の設備が調達可能であることが明らかであることを示す書面を別に添付して下さい。  
また、事業開始に要する資金の保険料の欄には、自賠責保険及び任意保険又は共済に係る保険料の年額を記載してください。
4. 申請日において満35歳未満の方には、自動車安全運転センターが発行する無事故・無違反証明書及び自動車運転手として雇用されていた雇用主（代表者）からの採用年月日、退職年月日、職種及び所属営業所が明記されている在職証明書（第4号様式による。）を申請書に添付して下さい。  
事前試験に合格した後申請を行う場合は、申請日現在有効な個人タクシー試験合格証の写しを添付して下さい。

IV. 法令の試験に合格後、ヒアリングの際に提示又は提出する挙証資料

1. 住民票
2. 自動車運転免許証
3. 運転経歴に関する挙証資料  
自動車運転手として雇用されていた雇用主（代表者）からの採用年月日、退職年月日、職種及び所属営業所が明記されている在職証明書（Ⅲ. 4. で提出のあった方を除く。）
4. 自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書（証明期間を5年間とするもの）

旧

許可申請書等の作成上の注意

I. 一般事項

1. 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び関係法令並びに「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する審査基準について」（平成14年7月1日付け公示第23号、以下「審査基準」という。）で定める要件を確認のうえ作成して下さい。
2. 申請書類は、管轄する運輸支局輸送・監査部門に提出して下さい。
3. 記入事項が多く欄が不足する場合には、別用紙を用いて下さい。
4. 申請書類の必要部分に記載がなかったり、虚偽の申請があった場合、または、ヒアリング等北陸信越運輸局長が指定する期日までに持参又は提出すべき書類が不足の場合には、却下となることがありますから、関係書類をよく調べ、事実を正確に記入して下さい。
5. 申請書の作成等について、ご不明な点は管轄する運輸支局輸送・監査部門までご照会下さい。

II. 申請書

1. 年月日  
運輸支局に申請書を提出する日を記入して下さい。
2. 名称  
申請者が経営する個人タクシーにつける名前です。

III. 添付書類

1. 申請書に記載されている書類を添付して下さい。
2. 資格要件に関する事項については、下線部に記入及び該当する項目の口をチェックして下さい。
3. 事業の開始に要する資金及びその調達方法を記載した書面において、設備資金を70万円未満とする場合は、70万円未満で所要の設備が調達可能であることが明らかであることを示す書面を別に添付して下さい。  
また、事業開始に要する資金の保険料の欄には、自賠責保険及び任意保険又は共済に係る保険料の年額を記載してください。
4. 申請日において満35歳未満の方には、自動車安全運転センターが発行する無事故・無違反証明書及び自動車運転手として雇用されていた雇用主（代表者）からの採用年月日、退職年月日、職種及び所属営業所が明記されている在職証明書（第4号様式による。）を申請書に添付して下さい。  
事前試験に合格した後申請を行う場合は、申請日現在有効な個人タクシー試験合格証の写しを添付して下さい。

IV. 法令の試験に合格後、ヒアリングの際に提示又は提出する挙証資料

1. 住民票
2. 自動車運転免許証
3. 運転経歴に関する挙証資料  
自動車運転手として雇用されていた雇用主（代表者）からの採用年月日、退職年月日、職種及び所属営業所が明記されている在職証明書（Ⅲ. 4. で提出のあった方を除く。）
4. 自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書（証明期間を5年間とするもの）

## 新

5. 資金計画に関する挙証資料  
資金の調達方法として記載した預貯金の預貯金通帳、証書、証券等で、申請日以降常時確保していることを証明できるもの
  6. 営業所に関する挙証資料
    - ①自己保有の場合  
登記簿謄本（および、所有者が申請者以外又は共有者がいる場合には、所有者及び共有者全員からの承諾書）
    - ②借用の場合  
契約期間が概ね **1年**以上の賃貸借契約書（契約期間が **1年**未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものを含む。）
  7. 事業用自動車に関する挙証書類
    - ①既保有の場合  
自動車検査証等
    - ②購入予定の場合  
購入条件の記載のある購入契約書（許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。）及び購入を予定する車両の諸元の記載のある書面
    - ③リース予定の場合  
リース条件の記載のある契約期間が概ね1年以上のリース契約書（許可を前提とする仮契約書又は契約を前提とする見積書を含む。）及びリースを予定する車両の諸元の記載のある書面
  8. 自動車車庫に関する挙証資料
    - ①自己保有の場合  
登記簿謄本（および、所有者が申請者以外又は共有者がいる場合には、所有者及び共有者全員からの承諾書）
    - ②借用の場合  
契約期間が概ね **1年**以上の賃貸借契約書又は許可を前提とする仮契約書（契約期間が **1年**未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものを含む。）
    - ③前面道路について  
前面道路が私道である場合は、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承諾書  
**ただし、所有者不明等の事情により取得が困難といった事情がある場合は承諾書の取得に代えて、取得できない理由及び所有者の異議申立てがあった場合は、新たな車庫を確保する旨も記載した書面の提出でも可能とする。**
  9. 健康診断書  
審査基準の記1.（9）①で定める健康診断書
  10. 適性診断票  
審査基準の記1.（9）②で定める受診証明書又は適性診断票
  11. 譲渡譲受認可申請書にあっては、譲渡人の年齢が満65歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある場合には、譲渡人の健康診断書を添付してください。
- V. 添付書類及び挙証資料の発行又は作成等の時期は、次の各号によることとします。
1. 申請時の添付書類
    - ①道路運送法施行規則第6条第1項第4号に掲げる書面については、契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書など。
    - ②戸籍抄本については、申請日以前3か月以内に発行されたもの。

## 旧

5. 資金計画に関する挙証資料  
資金の調達方法として記載した預貯金の預貯金通帳、証書、証券等で、申請日以降常時確保していることを証明できるもの
  6. 営業所に関する挙証資料
    - ①自己保有の場合  
登記簿謄本（および、所有者が申請者以外又は共有者がいる場合には、所有者及び共有者全員からの承諾書）
    - ②借用の場合  
契約期間が概ね **3年**以上の賃貸借契約書（契約期間が **3年**未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものを含む。）
  7. 事業用自動車に関する挙証書類
    - ①既保有の場合  
自動車検査証等
    - ②購入予定の場合  
購入条件の記載のある購入契約書（許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。）及び購入を予定する車両の諸元の記載のある書面
    - ③リース予定の場合  
リース条件の記載のある契約期間が概ね1年以上のリース契約書（許可を前提とする仮契約書又は契約を前提とする見積書を含む。）及びリースを予定する車両の諸元の記載のある書面
  8. 自動車車庫に関する挙証資料
    - ①自己保有の場合  
登記簿謄本（および、所有者が申請者以外又は共有者がいる場合には、所有者及び共有者全員からの承諾書）
    - ②借用の場合  
契約期間が概ね **3年**以上の賃貸借契約書又は許可を前提とする仮契約書（契約期間が **3年**未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものを含む。）
    - ③前面道路について  
**公道である前面道路及び私道に接続する公道の道路管理者が発行する道路幅員証明書**  
前面道路が私道である場合は、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承諾書
  9. 健康診断書  
審査基準の記1.（9）①で定める健康診断書
  10. 適性診断票  
審査基準の記1.（9）②で定める受診証明書又は適性診断票
  11. 譲渡譲受認可申請書にあっては、譲渡人の年齢が満65歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある場合には、譲渡人の健康診断書を添付してください。
- V. 添付書類及び挙証資料の発行又は作成等の時期は、次の各号によることとします。
1. 申請時の添付書類
    - ①道路運送法施行規則第6条第1項第4号に掲げる書面については、契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書など。
    - ②戸籍抄本については、申請日以前3か月以内に発行されたもの。

## 新

- ③申請日において満35歳未満の方にあつては、在職証明書については、申請日以前3か月以内に発行されたもの。
- ④申請日において満35歳未満の方にあつては、無事故・無違反証明書については、申請日以前15日以内に発行されたもの。
- ⑤②、③及び④以外の資料については、申請日以前2か月以内に発行又は作成等されたもの。

### 2. 法令の試験に合格後、ヒアリング時に提示又は提出する挙証資料

- ①運転記録証明書については、ヒアリングの日以前15日以内に発行されたもの。
- ②健康診断書及び適性診断票等については、申請日以降に受診したもの。
- ③①及び②以外の資料については、申請日以前2か月以内に発行又は申請日以降に発行又は作成等されたもの。

ただし、自動車運転免許証、資金計画に関する挙証資料、営業所及び自動車車庫に関する挙証資料のうち賃貸借契約書については、この限りでない。

## 旧

- ③申請日において満35歳未満の方にあつては、在職証明書については、申請日以前3か月以内に発行されたもの。
- ④申請日において満35歳未満の方にあつては、無事故・無違反証明書については、申請日以前15日以内に発行されたもの。
- ⑤②、③及び④以外の資料については、申請日以前2か月以内に発行又は作成等されたもの。

### 2. 法令の試験に合格後、ヒアリング時に提示又は提出する挙証資料

- ①運転記録証明書については、ヒアリングの日以前15日以内に発行されたもの。
- ②健康診断書及び適性診断票等については、申請日以降に受診したもの。
- ③①及び②以外の資料については、申請日以前2か月以内に発行又は申請日以降に発行又は作成等されたもの。

ただし、自動車運転免許証、資金計画に関する挙証資料、営業所及び自動車車庫に関する挙証資料のうち賃貸借契約書については、この限りでない。

石運輸第811号の2  
令和8年3月13日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知があったので了知願います。

北信交旅第802号の2  
令和8年2月27日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、関係者に周知されたい。

# 公 示

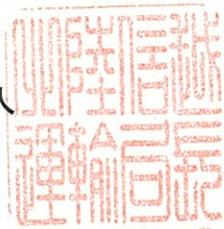
公示第85号

「準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」の一部改正について

「準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」(令和4年4月1日付け公示第3号)を別紙のとおり一部改正する。

令和8年2月27日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



○準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて

新	旧
<p data-bbox="501 316 712 339">公 示</p> <p data-bbox="136 384 271 408">公示第3号</p> <p data-bbox="109 453 1095 515">準特定地域における<u>個人タクシー事業</u>に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて</p> <p data-bbox="109 560 1095 831">今般、新型コロナウイルス感染症による影響により<u>個人タクシー事業</u>の譲渡を希望する者と譲受を希望する者が面会できる機会が激減し、譲渡譲受が円滑に行えない問題が生じたこと、また、個人タクシーは自らが運行管理・整備管理をしなければならない特性があるが、個人タクシーの事業者の高齢化が進展しており、より一層の安全性の確保を図る必要が生じていることを踏まえ、一定の条件を満たす場合に限り個人タクシーの参入を時限的に認める特例措置を講じるため、準特定地域における<u>個人タクシー事業</u>に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いを下記のとおり定めたので、公示する。</p> <p data-bbox="163 943 376 967">令和4年4月1日</p> <p data-bbox="562 1011 936 1035">北陸信越運輸局長 平井 隆志</p> <p data-bbox="591 1118 622 1142">記</p> <p data-bbox="118 1187 309 1211">1. ～ 4. (略)</p> <p data-bbox="118 1256 539 1279">5. 参入枠の公示その他所要の手續</p> <p data-bbox="118 1294 353 1318">(1) 参入枠の公示</p> <p data-bbox="109 1332 1095 1457">北陸信越運輸局長は、<u>毎年4月中旬に3. 及び4. の規定により算出した各年度の参入枠を営業区域毎に公示することとする。なお、各年度途中で、参入枠と同数の新規許可処分を行った場合などはその旨を公示することとする。</u>この場合において、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化</p>	<p data-bbox="1518 316 1729 339">公 示</p> <p data-bbox="1160 384 1294 408">公示第3号</p> <p data-bbox="1133 453 2119 515">準特定地域における<u>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）</u>に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて</p> <p data-bbox="1133 560 2119 863">今般、新型コロナウイルス感染症による影響により<u>1人1車制個人タクシー事業（以下「個人タクシー」という。）</u>の譲渡を希望する者と譲受を希望する者が面会できる機会が激減し、譲渡譲受が円滑に行えない問題が生じたこと、また、個人タクシーは自らが運行管理・整備管理をしなければならない特性があるが、個人タクシーの事業者の高齢化が進展しており、より一層の安全性の確保を図る必要が生じていることを踏まえ、一定の条件を満たす場合に限り個人タクシーの参入を時限的に認める特例措置を講じるため、準特定地域における<u>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）</u>に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いを下記のとおり定めたので、公示する。</p> <p data-bbox="1187 943 1400 967">令和4年4月1日</p> <p data-bbox="1581 1011 1955 1035">北陸信越運輸局長 平井 隆志</p> <p data-bbox="1610 1118 1641 1142">記</p> <p data-bbox="1140 1187 1330 1211">1. ～ 4. (略)</p> <p data-bbox="1140 1256 1561 1279">5. 参入枠の公示その他所要の手續</p> <p data-bbox="1140 1294 1375 1318">(1) 参入枠の公示</p> <p data-bbox="1133 1332 2119 1457">北陸信越運輸局長は、<u>各年度において、3. 及び4. の規定により算出した各年度の参入枠を営業区域毎に公示することとし、原則として、公示は毎年4月中旬に行うこととする。</u>この場合において、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土</p>

に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号）第10条第1項の規定による通知は、当該公示により行うものとし、準特定地域協議会による意見を提出すべき期限は、当該協議会が同意しない場合を除き、14日以内として扱うものとする。

(2) (略)

(3) 申請の受付

特例許可の申請の受付は、「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について（平成14年7月1日付け公示第23号。以下「個人タクシー公示」という。）」記1.

(12) ①に規定する時期とし、(1)の参入枠の公示に申請受付期間を併せて明記することとする。なお、申請受付期間のうち、9月1日から9月30日まで及び1月1日から1月31日までのそれぞれの期間が到来するまでに処分件数が参入枠に達した場合、以降の申請受付期間において受付は行わないこととする。

(4) ~ (6) (略)

附 則 (略)

附 則 (令和8年2月27日付け公示第85号で一部改正)  
この公示は、令和8年2月27日から適用する。

交通省令第58号)第10条第1項の規定による通知は、当該公示により行うものとし、準特定地域協議会による意見を提出すべき期限は、当該協議会が同意しない場合を除き、14日以内として扱うものとする。

(2) (略)

(3) 申請の受付

特例許可の申請の受付は、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する審査基準について（平成14年7月1日付け公示第23号。以下「個人タクシー公示」という。）」記1. (12) ①に規定する時期（毎年1回一定の時期）とし、(1)の参入枠の公示に申請受付期間（原則として60日間程度）を併せて明記することとする。

(4) ~ (6) (略)

附 則 (略)